

改正建設業法のポイント (配置技術者編)

今回改正されるのは

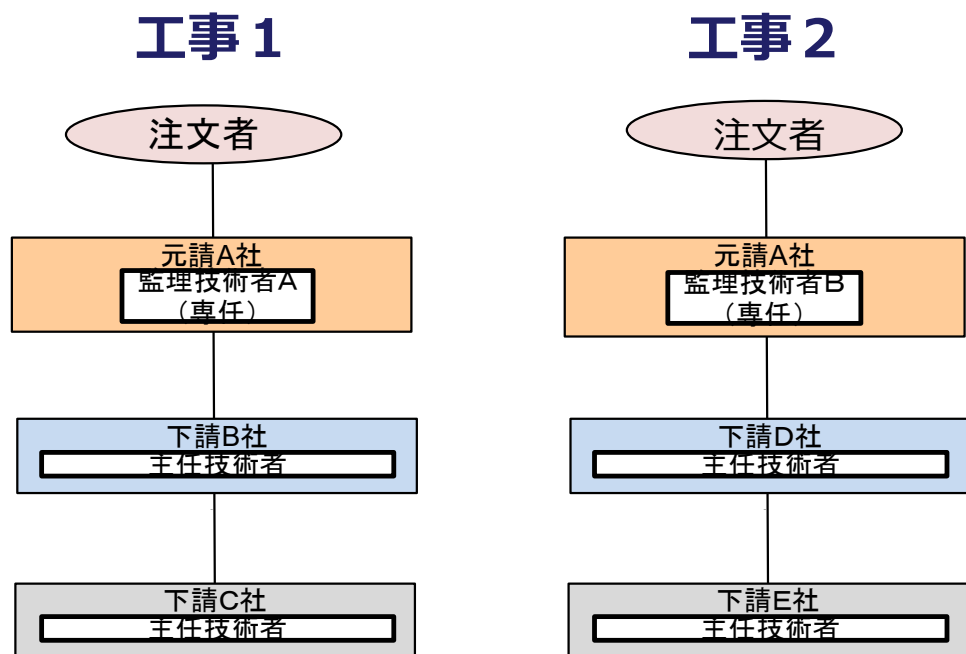
- 1 監理技術者専任の一部緩和
 - 2 特定専門工事の創設
- です。



1 監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)

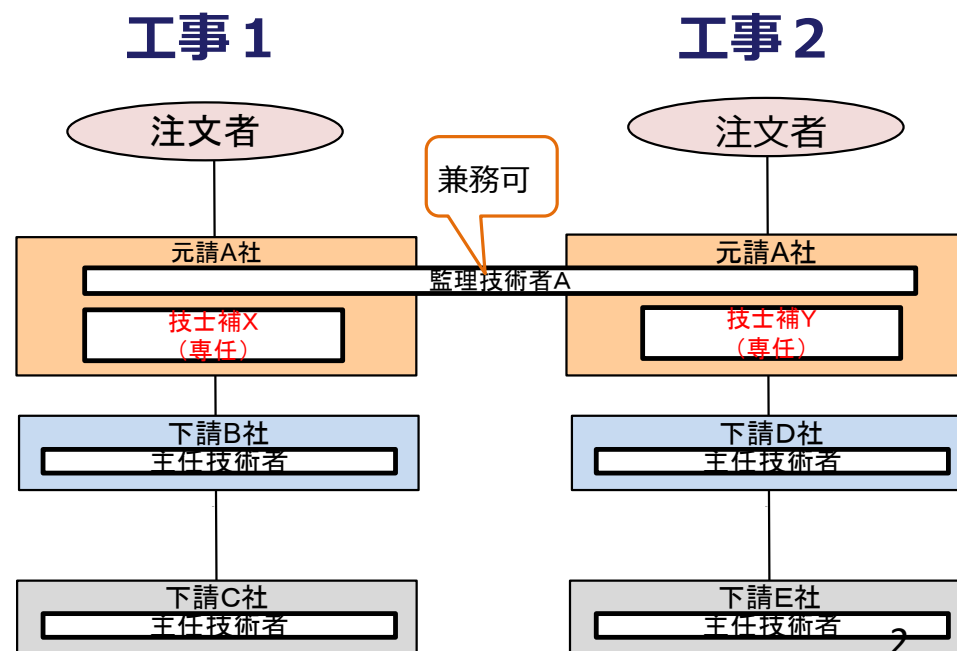
【現 状】

- 建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）以上である場合には、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。



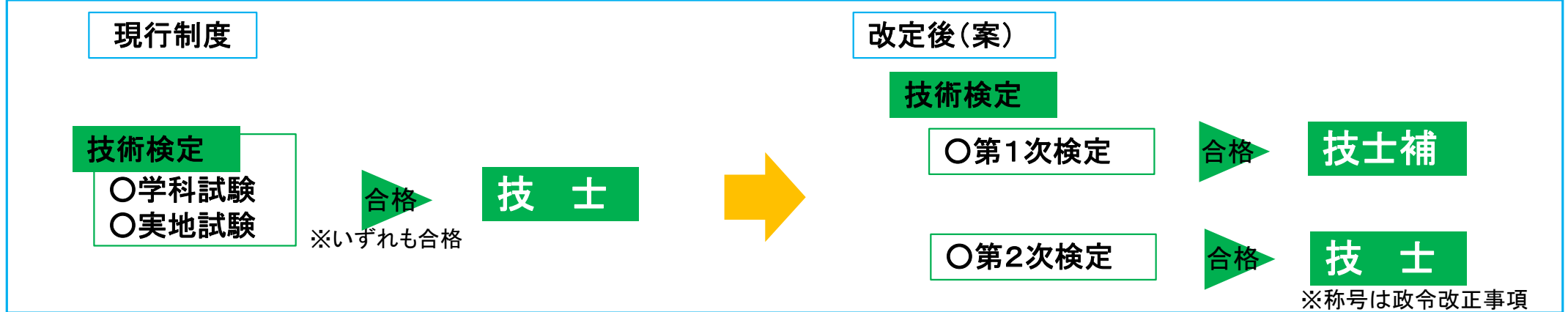
【改正建設業法施行後】

- 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認める（当面2現場とする。）。
- 政令で定める者は、技士補制度のうち、1級の技士補であつて主任技術者の資格を持つ者などとする（令和3年3月に監理技術士補の制度を制定）。



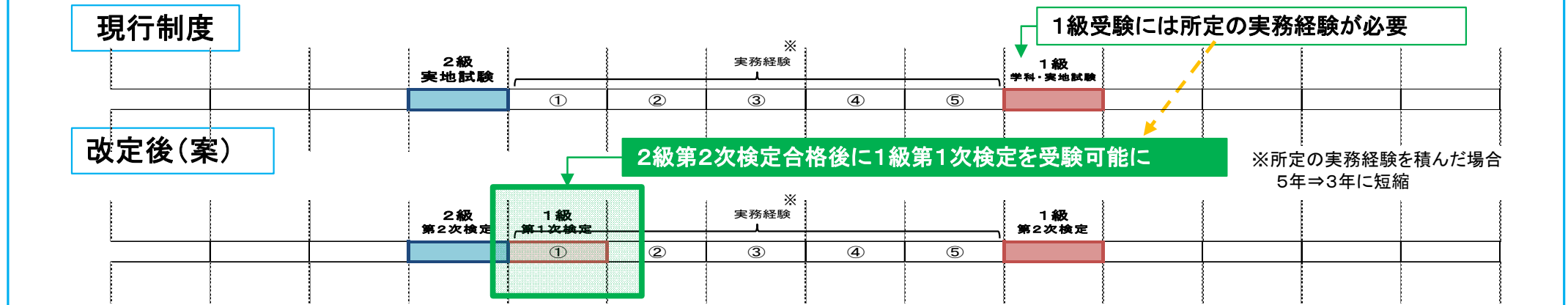
建設業法の一部改正に伴う技術検定制度の改定

技士補制度の創設



1級受験資格の見直し

○法改正にあわせて、2級第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受験するにあたり、1級相当の実務経験を不要とすることを検討（政令改正事項）



監理技術者の現場兼務について

- 監理技術者は、2現場の兼務が可能となるが、監理技術者は建設工事を適正に実施するため、
 - ・当該建設工事の施工計画の作成
 - ・工程管理・品質管理その他の技術管理といった業務を引き続き担っている。

→監理技術者に求められる責務は従前と変わっておらず、これらの責務が適正に実施されるよう監理技術者を補佐する者を適切に指導することが求められる。

○建設業法

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

第二十六条の四 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(参考)主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

(平成29年8月9日建設業課長通達、平成30年12月3日改正)

専任について

- 監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成等及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本
- 請負代金の額が3千5百万円(建築一式工事である場合にあつては、7千万円)以上の公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、監理技術者等は、工事現場ごとに専任
- 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない

【背景】技術者の継続的な技術研鑽の重要性 + 建設業の働き方改革の推進の観点を追加し、改正

**技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、
専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えないことを明確化**

【前提条件】

- **適切な施工ができる体制(※)の確保**
- その体制について、注文者の了解
- (※)適切な施工ができる体制の例
- 必要な資格を有する代理の技術者の配置
- 工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保
等

【留意事項等】 ※新規追加

- 監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはない
- 監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする
- 監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないよう留意(現場に戻りうる体制の確保は必ずしも要しない等)
- **建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点に留意**(監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制の確保等)

2 特定専門工事の創設(特定専門工事:建設業法第26条の3)

【現 状】

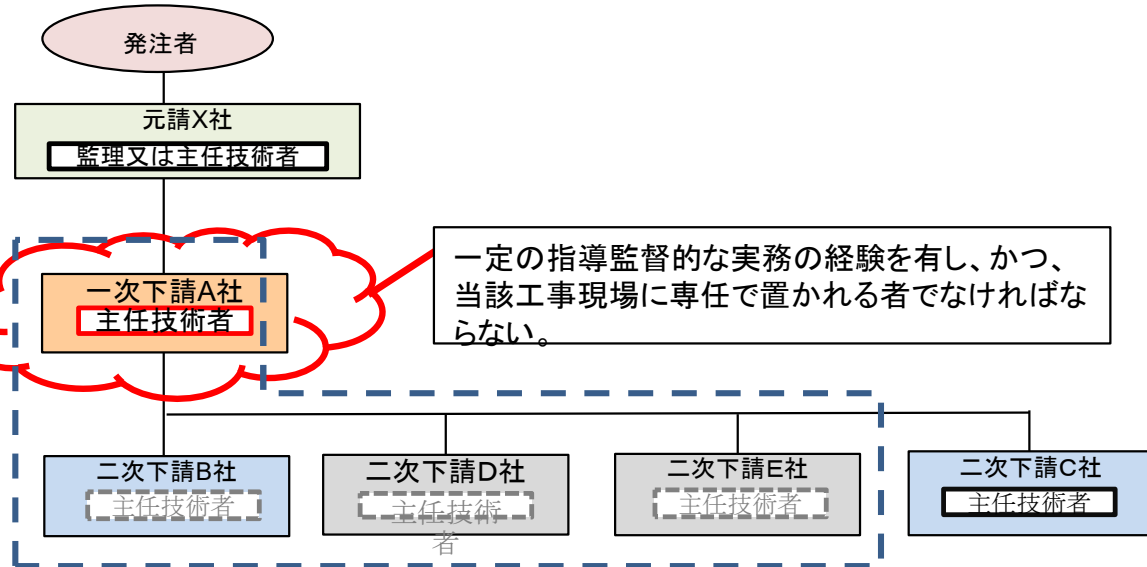
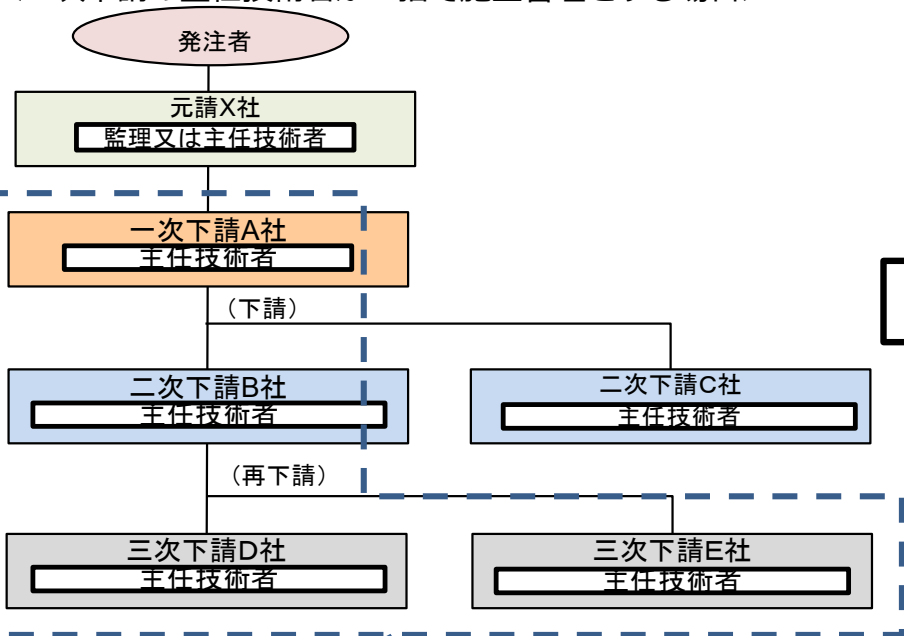
本来であれば一次下請Aが置く主任技術者による技術上の施工管理のみで適正施工が確保される場合であっても、第26条の規定により全ての二次下請、三次下請(B~E)がそれぞれ主任技術者を置くことが必要。

【改正後】

一次下請A社及び二次下請B、D、Eは、その合意により、Aが自ら工事現場に置く主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればB、D、Eの主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B、D、Eは、当該工事現場に主任技術者を置くことを要しないこととする。

(※) 適用対象は、下請代金の額が一定の金額未満の建設工事(土木一式工事及び建築一式工事を除く。)のうち政令で定める特定専門工事に限定

<一次下請の主任技術者が一括で施工管理をする場合>



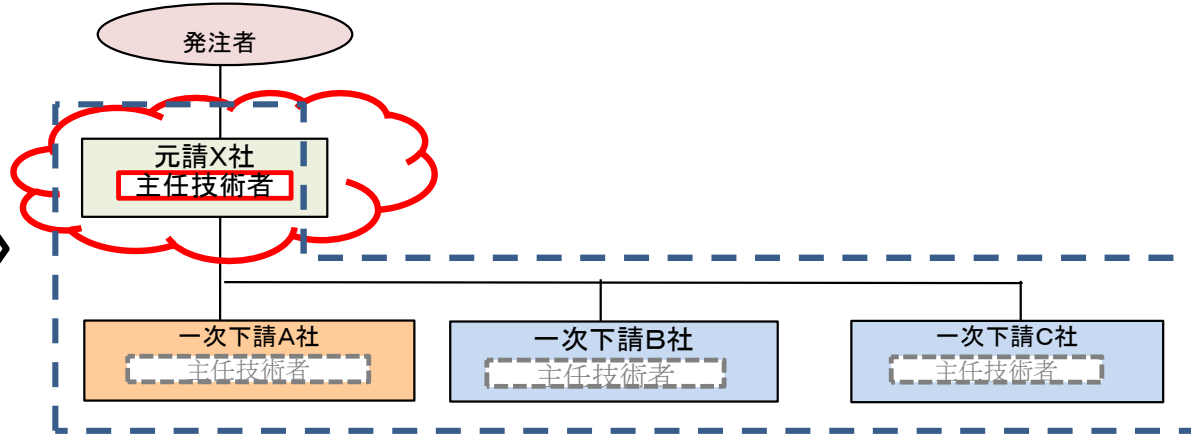
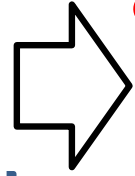
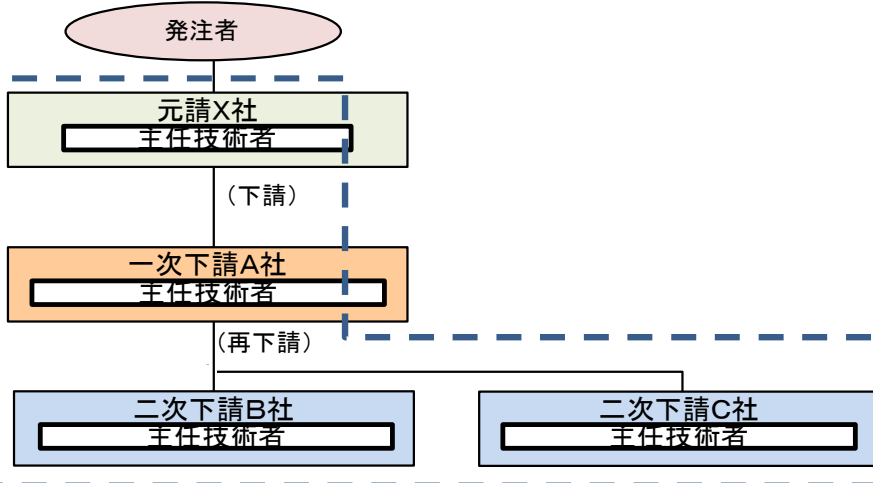
一定の指導監督的な実務の経験を有し、かつ、当該工事現場に専任で置かれる者でなければならない。

効果

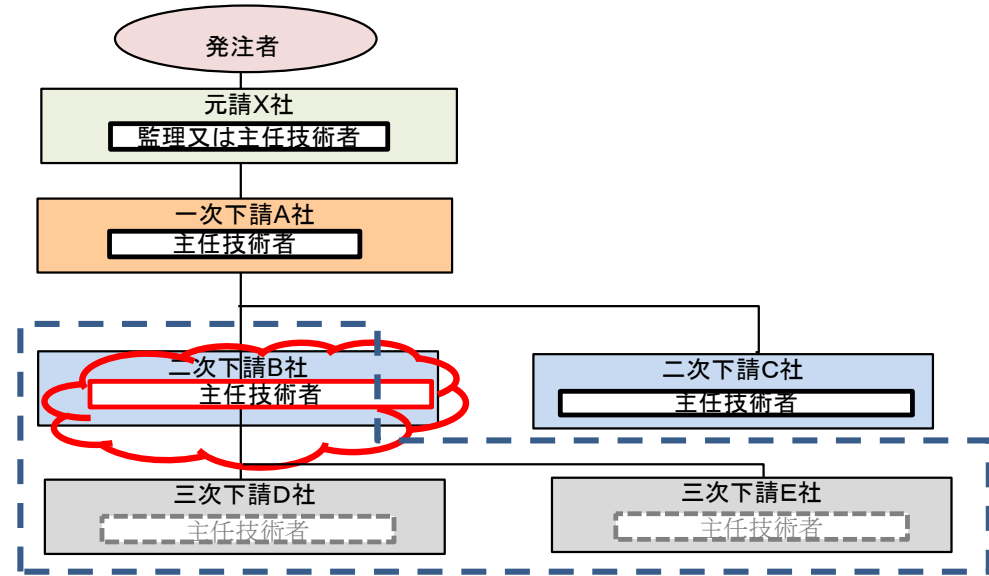
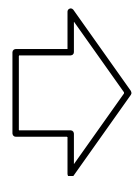
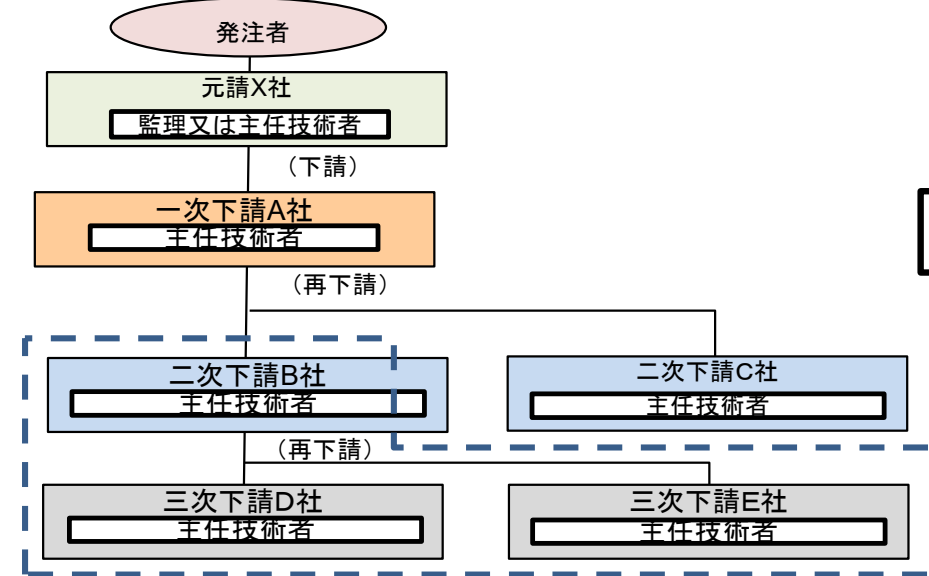
元請負人： 自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる
 下請負人： 受注の機会を確保しやすくなる
 +
 建設業における重層下請構造の改善に寄与

一次下請A社の直用の労働者が不足しており、その不足を補うため同様の建設工事の内容をB社に再下請。(B社でも足りない場合はさらにD社、E社にも再下請)

<元請の主任技術者が一括で施工管理をする場合>



<二次の主任技術者が一括で施工管理をする場合> ※三次以下でも同様の形で施工可能



対象とする工事 (第2項)

政令で定める特定専門工事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの**として、以下の工事を想定。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額未満→主任技術者の専任義務を踏まえ、**3500万円**とする

手続き (第1. 3. 4. 5項)

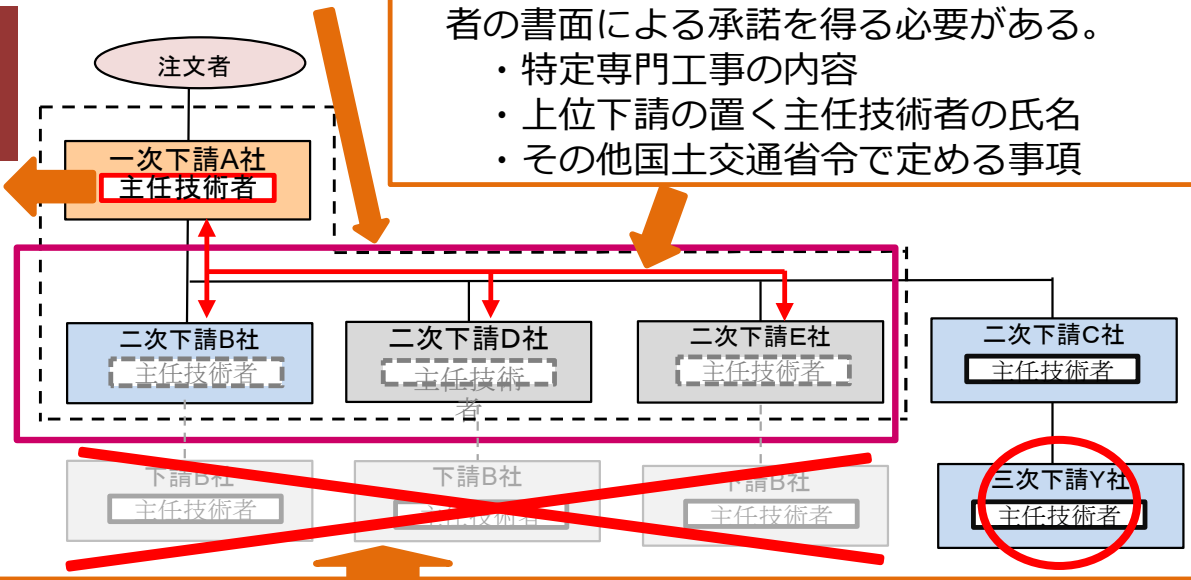
工事を注文する者(一次下請A)と工事を請け負う者(二次下請B、D、E社)が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・その他国土交通省令で定める事項

配置される主任技術者の要件 (第6項)

上位下請(一次下請A社)の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類**の建設工事**に関し**一年以上指導監督的な実務の経験**を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に**専任で置かれる**こと。



再下請の禁止 (第8項)

主任技術者を置かないこととした下請負人(二次下請B、D、E社)は、その**下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない**。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※ 主任技術者を置いている(制度を利用していない)下請は再下請可能

不明な点は……

建設業課許可班に問い合わせ

願います。

(メールアドレス)

kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp

